



2019年8月14日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 慶一
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q
問 合 せ 先 取締役管理本部長 正司 千晶
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

連結子会社における債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当社の連結子会社であるSAMURAI ASSET FINANCE株式会社において、同社の融資先（以下、「当該融資先」といいます。）に対する債権につき、取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本融資は当社グループによる自己資金によるもので、クラウドファンディングを利用した資金ではございません。

記

1. 当該融資先の概要

当該融資先は、手形の不渡りや破産手続開始等の事実は発生しておらず、債権回収可能性への影響を考慮し、名称等の公開は控えさせていただきます。

2. 取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯

当社の連結子会社である SAMURAI ASSET FINANCE 株式会社は、当該融資先に対し、2018年6月から融資を開始し、同年8月8日に限度額を3億円とする「極度方式基本契約書」を締結し、「極度額内借入申込書」を都度受領することで2019年7月までに52回の融資を行っておりました。

今般、2019年7月10日が返済期日となる約75百万円（債権①の当初の元本と利息）の返済がなされず、督促並びに状況確認等を行った結果、当該融資の連帯保証人でもあり、当該融資先の取締役兼オーナー（当該融資先の大株主）であるK氏より、取引先からの入金が遅れているだけであり2019年7月16日には返済できると説明を受けておりました。これまでに返済遅延は一度も発生していなかったこともあり、当社グループとしましては、この時点では約束の期日には返済がなされるものと認識しておりました。

しかしながら、約束した期日に返済がなかったため、当日、状況確認を行うため当

該融資先を訪問したところ、関係者の証言から当該融資先社内において横領等の不正が発生していることが判明しました。また、K氏及び当該融資先を再建したいと考えている関係者からは、遅くとも2019年8月9日（債権④の返済期日）までには全額返済するという意思が示されておりました。

一方、当社グループとしましては、当該融資先に対する債権が以下4件となることから、督促並びに状況確認等を引き続き行うのと並行し、2019年7月18日に東京地方裁判所に債権仮差押命令申立てを行い、2019年7月26日に裁判所より仮差押決定を得ました。

結果的に、債権④の返済期日である2019年8月9日までに、当該融資先からは一部の返済しかなされず、2019年8月13日の入金が最後となり、本日返済予定としていた入金は実行されませんでした。また、K氏及び当該融資先を再建したいと考えている関係者に対する信用が低下したこと、当該融資先において返済計画とおりに入金がなされなかったことなどを総合的に判断し、以下4件分の債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じることとなりました。

3. 当該融資先に対する債権の種類及び金額

債権の種類	営業貸付金（元本）
債権の金額	①（元本）：約36百万円 返済期日：2019年7月10日 ②（元本）：約64百万円 返済期日：2019年7月18日 ③（元本）：約89百万円 返済期日：2019年7月23日 ④（元本）：約70百万円 返済期日：2019年8月9日
連結純資産に対する割合	11.5%

4. 今後の見通し

現在、第三債務者から債権の存否について回答待ちでありますので、結果が判明次第、速やかに法的対応をできるよう弁護士を交えて検討しております。

現状、債権回収可能性が残されている状況であり、本件における貸倒引当金につきましては、今後の経過により貸倒引当金を計上すべきとの判断に至った場合にはその金額及び連結業績への影響を速やかにお知らせいたします。

以 上